

子ども手当

平成22年4月1日から
『子ども手当』制度がはじま
りました

平成22年4月1日から、児童手当に代わり「子ども手当」制度が始まりました。支給対象となる子どもを中学校修了前までに拡大し、6月・10月・2月に子ども一人につき月額1万3000円を支給します。

◆支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中学校修了前まで)

◆受給資格者

幕別町に住民登録があり、支給対象となる子どもを養育している父または母(共働きなどの場合は、所得や健康保険の状況などにより、主に生計を維持している方)。

父母のどちらも養育していない場合は代わって養育している方。

◆手当の額

子ども一人につき月額1万3000円(平成22年度)

◆支給を受けるための手続き等

中学校2年生、3年生の子どもがいる方や、所得制限などで児童手当の認定を受けていなかった方など、子どもの学年、児童手当の受給状況等によって請

求書類が異なります。

対象となる子どもがいる世帯には、4月下旬に請求書を送付していただきますので、ご確認ください。

◆請求書の提出先

請求書は、こども課児童福祉係(保健福祉センター内)、札内支所、糠内出張所、ふれあいセンター福寿の窓口へ提出してください。

■子どもと別居している父母

児童手当の認定を受けていない場合は、子どもの世帯主の方にご案内を送付していただきますが、仕送りや養育の状況によって、父または母の住所地の市町村での請求になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■公務員の方

ご案内を送付していますが、勤務先での手続きとなります。

◆子ども手当支給月

支給月	対象月	支給内容
6月	2月から5月分	・新たに認定を受ける方は4・5月の2カ月分を支給 ・児童手当を受給していた方は、2・3月の児童手当と4・5月の子ども手当の計4カ月分を支給
10月	6月から9月分	子ども手当
2月	10月から翌1月分	子ども手当

※原則として、6月、10月、2月の10日(土曜日・日曜日および祝日)の場合は、前日に繰上げ)にそれぞれ前月までの4カ月分を指定された口座に振り込みます。

◆「児童手当」と「子ども手当」の違い

項目	児童手当 (平成22年3月まで)	子ども手当 (平成22年4月以降)
所得制限	あり	なし
対象年齢	小学校修了前 (12歳到達後、最初の3月31日まで)	中学校修了前 (15歳到達後、最初の3月31日まで)
金額	子ども一人につき 月額5,000円 または10,000円	子ども一人につき 月額13,000円

◆問い合わせ先 こども課児童福祉係(保健福祉センター内) ☎54

13811

◆子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するための制度です。子ども手当の支給を受けた人は、手当を「子どもを大切に育てる」ために使うことが定められています。

ア 平成22年3月31日現在で幕別町から児童手当の認定を受けている方

平成22年4月1日現在、中学1年生以下の子どものみ場合

平成22年4月1日現在、中学2年生または3年生の子どもがいる場合

新たな手続きは不要です。
6月上旬までに認定通知書を送付いたします。

「子ども手当額改定認定請求書※1」の提出が必要です。
※認定された方に認定通知書を順次送付いたします。

6月10日(ⓧ)に子ども手当を支給

6月10日(ⓧ)から順次、子ども手当の支給を開始

イ 平成22年3月31日現在で幕別町から児童手当の認定を受けていない方

所得制限により児童手当の認定を受けていない場合

平成22年4月1日現在、中学2年生または3年生の子どもがいる場合

「子ども手当認定請求書※2」の提出が必要です。
※認定された方に認定通知書を順次送付いたします。

6月10日(ⓧ)から順次、子ども手当の支給を開始

注) 制度改正に伴う※1と※2の請求は、平成22年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分から支給します。

ウ 平成22年4月1日以降の転入・出生により子ども手当の認定を受けようとする方

「子ども手当認定請求書」の提出が必要です(既にア、イの請求を完了した場合は、「子ども手当額改定請求書」の提出が必要となります)。

注) ウの請求は、原則として受け付けた月の翌月分から支給します。

○必要な添付書類

添付書類の必要な方	添付書類
国民年金加入者以外の方	請求者の健康保険者証の写し
請求者全員(児童手当の振込口座の場合は不要)	請求者名義の銀行口座(通帳)の写し
養育している子どもと別居している方	住民票の写し(子どもの世帯全員の記載のあるもの)、別居監護の申立書

※その他必要に応じて、上記以外の添付書類を提出していただく場合があります。